

気象警報発令時の授業と定期考査の措置(令和6年度の規程)

1 警報の種類と対象地域

(1) この規定における警報

大雨・暴風・暴風雪・大雪の警報または特別警報、および洪水警報（以下、これらすべてまたは一部を警報という）

(2) 対象地域

① 姫路市

② 姫路市以外の生徒居住地・通学路

〔西播磨地域〕	相生市	赤穂市	福崎町	市川町	神河町	上郡町
	佐用町	宍粟市	太子町	たつの市		
〔東播磨地域〕	高砂市	加古川市	播磨町			

2 通常の授業日

(1) 午前6時

ア 姫路市に警報が発令されている場合、全ての生徒は自宅で待機する。

イ 姫路市に警報が発令されていないが、対象地域②に警報が発令されている場合、その地域に関する生徒は自宅で待機する。

(2) 午前10時

ア 引き続き姫路市に警報が発令されている場合、臨時休業とする。

イ 姫路市に発令されていた警報が解除されている場合

a 5限以降の授業を実施する。生徒は13時までに登校する。

b 対象地域②に警報が発令されていれば、その地域に関する生徒は自宅待機を続ける。出席することができなかった授業については公欠とする。

3 定期考査の日

午前6時、姫路市または対象地域②に警報が発令されている場合、臨時休業とする。臨時休業日の考査は、考査最終日の翌日に実施する。

〔補足〕 校内模試、校内実力考査、課題考査は通常の授業日に準じる。

4 その他

警報が発令されていなくても外出が危険な場合は自宅で待機する。また、通学中に警報が発令された場合、自宅等安全な場所に移動して待機する。